

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

4回目接種のお知らせ

町では、4回目の接種券・案内通知等は、基礎疾患の有無に関わらず、3回目接種を終了した18歳以上の方全員にお送りします。

1. 4回目接種の対象者

現時点で得られている科学的知見等により、以下の方を対象として4回目接種が開始されます。

3回目のワクチン接種から5か月が経過した

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上で基礎疾患を有する方。その他重症化リスクが高いと医師が認める方→

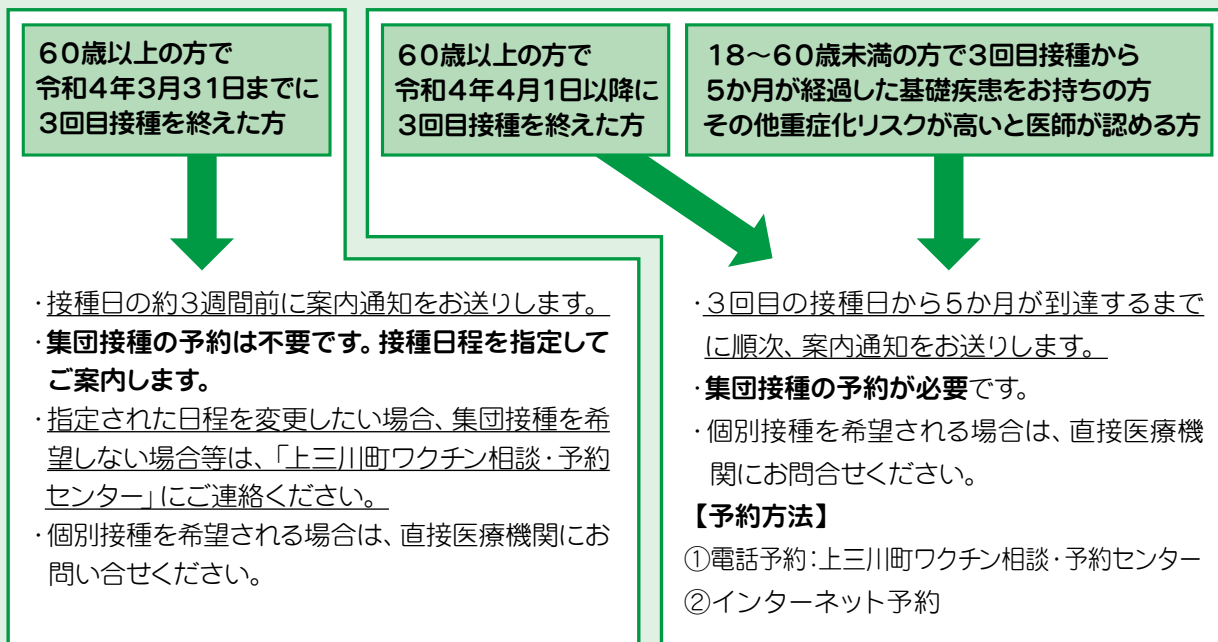


※重症化リスクが高い具体的な基礎疾患については、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

2. 4回目接種の接種券（予診票）等の発送について

3回目の接種を終了し、5か月経過した方から順次、発送します。（令和4年5月末から発送を開始します。）

18歳～59歳の方で、上記対象者の②に該当しない方は、現時点では4回目接種の対象ではありませんのでご注意ください。



● 4回目接種については、予約決定ハガキはお送りしませんのでご注意ください。

● 60歳以上の方は、「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の「努力義務」が適用されています。

3. 使用するワクチン

1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。接種する薬液量は3回目接種時と同じです。（ファイザー社ワクチン：0.3ml、武田/モデルナ社ワクチン0.25ml）

4. 新型コロナワクチンの効果について

海外の研究では、3回目接種から4か月以上経過した60歳以上の方にファイザー社ワクチンを4回目接種した場合、オミクロン株流行期において、接種後6週間経過しても重症化予防効果が低下せずに維持されていたと報告されています。（厚生労働省作成リーフレットより）

3回目接種を希望される方へ

対象者（12歳以上）には、2回目接種日から6か月経過した時期に、接種券（予診票）等の案内通知をお送りしています。

集団接種を希望される場合は、電話またはインターネットで予約してください。

かかりつけ医での接種を希望される場合は、直接医療機関にお問い合わせください。

1回目・2回目の接種を希望される方へ

様々な事情で接種の機会を逃してしまった方、12歳に到達した小学6年生で接種を希望される方は、上三川町コロナワクチン相談・予約センターにお問い合わせください。

5歳から11歳のお子様と保護者の方へ

対象のお子様には、2月下旬に接種券（予診票）等の案内通知をお送りしています。5歳の誕生日を迎えたお子様には、誕生月の翌月初旬に通知します。

町では、上三川町保健センターにて**集団接種で実施**します。接種を検討されている方は、電話またはインターネットでお早めにご予約ください。

電話での予約はこちら

上三川町コロナワクチン相談・予約センター

☎028-614-7213

対応時間：午前9時30分～午後7時 土日・祝日を含む毎日
外国語ダイヤル050-3816-9148（ベトナム語・英語・中国語対応）
FAX番号028-632-3750（耳が不自由な方がご利用いただけます）

インターネットでの予約はこちら

QRコード



町ホームページを開く→
サイト内検索「ワクチン
予約」

上三川町に転入された方・海外で接種を受けた方へ

町で接種を受けるには、接種券等の発行手続きが必要となりますので、下記までお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎569126

国民年金への変更手続きはお済みですか？

会社を退職（失業）された方などは国民年金の届出が必要な場合があります。

○手続きが必要なとき・・・

- ・60歳になる前に退職したとき
- ・60歳になる前に配偶者の扶養から外れたとき

※退職（失業）して、厚生年金に加入している配偶者に扶養される方は、配偶者の会社へ届出が必要です。

○手続きに必要なもの・・・

- ・退職日の分かる証明書（離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など）
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）または基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）

○国民年金の保険料・・・

令和4年度の月額保険料は16,590円です。保険料は毎年度変わります。

保険料の免除を希望する場合は、国民年金保険料免除・納付猶予制度や学生納付特例制度の申請が必要です。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎569134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281